

## 【シンガポール】複合一貫輸送法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2021年2月5日、複合一貫輸送法が成立した。同法は、2005年11月にラオスで署名された複合一貫輸送に関するASEAN枠組み協定の批准に向けて、国内法を整備するものである。

### 1 背景・経緯

東南アジア諸国連合（ASEAN）域内における輸送システムを調和させ、ASEAN地域の連結性を強化し、物品、サービス等の自由な移動を促進することを目的としてASEAN加盟国は、①通過貨物の円滑化に関するASEAN枠組み協定<sup>1</sup>（1998年12月16日署名）、②複合一貫輸送に関するASEAN枠組み協定<sup>2</sup>（2005年11月17日署名）、③国家間輸送の円滑化に関するASEAN枠組み協定<sup>3</sup>（2009年12月10日署名）に署名している。シンガポールは、2019年に①及び③の批准を完了し、最後に、②の批准に向けて、国内法を整備に踏み出した。

2020年11月2日、ASEAN加盟国との間の国際複合一貫輸送に関し、複合一貫輸送業者（multimodal transport operator: MTO）の地位及び必要文書の統一・標準化等を規定した法案が、シンガポール議会に提出された。法案は、2021年1月5日に可決され、同年2月5日、大統領の署名を経て、複合一貫輸送法<sup>4</sup>として成立し、同月19日に公布された。

### 2 複合一貫輸送法の概要

#### (1) 章構成

複合一貫輸送法は、第1章：序文（第1条～第3条）、第2章：シンガポールの所管国家機関の登録簿への登録（第4条～第8条）、第3章：複合一貫輸送文書（第9条～第11条）、第4章：複合一貫輸送業者の責任（第12条～第23条）、第5章：荷送人の義務及び責任（第24条）、第6章：雑則（第25条～第31条）の全6章31か条から成る。

#### (2) 国際複合一貫輸送の定義及び適用範囲

国際複合一貫輸送とは、契約に基づいて、MTOが貨物を引き受けた国から別の国の指定された場所まで、海路、空路、陸路、鉄道、内水路を問わず、少なくとも2つの異なる輸送方法を用いて貨物を輸送することを指す（第2条）。

この法律の適用対象となる複合一貫輸送契約は、①契約したMTOが貨物を引き受けた場所がシンガポール又はASEAN加盟国であること、②MTOによる貨物の輸送先がシンガポール又はASEAN加盟国であること、のいずれか一方又は両方を満たしている契約とされる（第3条）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

<sup>1</sup> ASEAN Framework Agreement on the Facilitation of Goods in Transit (AFAFGIT). <<http://agreement.asean.org/media/download/20140119122917.pdf>>

<sup>2</sup> ASEAN Framework Agreement on Multimodal Transport (AFAMT). <<https://asean.org/storage/images/archive/17877.pdf>>  
ASEAN加盟国のうち、ブルネイ、マレーシア、シンガポールを除く7か国（インドネシア、フィリピン、タイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム）は批准しており、2008年10月にこの協定は発効している。

<sup>3</sup> ASEAN Framework Agreement on the Facilitation of Inter-State Transport (AFAFIST). <<https://asean.org/storage/images/archive/documents/Inter-State%20Transport%20Agreement.pdf>>

<sup>4</sup> Multimodal Transport Act 2021 (No.2 of 2021). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/2-2021/Published/20210219?DocDate=20210219>>

### (3) シンガポールの所管国家機関への登録

複合一貫輸送に関する登録について、登録希望者は、シンガポールの所管国家機関<sup>5</sup>が要求する形式・方法で申請書を作成し、所定の申請料を添えて、登録証明書の申請を行わなければならない。申請要件は、①国際複合一貫輸送事業を継続していること、②シンガポール国内に本社を置いていること、③輸送の遅延等から生じる損害請求の支払を対象とする保険等に加入していること、④所管国家機関が容認した最低資産又は担保を有していること等である。登録証明書は、第6条により取り消されない限り、発行から1年間有効である（第4条）。

申請者が、(a)登録申請を行う際、特定の重要事項について虚偽の陳述を行った場合、(b)不正に登録証明書を入手した場合、(c)登録証明書の条件に違反しようとしている、又は違反した場合、所管国家機関は、通知により登録証明を取り消すことができる（第6条）。

### (4) 複合一貫輸送文書の発行

複合一貫輸送文書（multimodal transport document）とは、①貨物の国際複合一貫輸送契約、②MTOによる貨物の引受け、③契約条件に従って貨物輸送を行うためのMTOによる取決めを証明する文書を指す（第2条）。契約に従ってMTOがシンガポール国内で貨物を引き受ける場合、MTOは、荷送人に対して複合一貫輸送文書を発行しなければならない（第9条）。MTOにより発行された複合一貫輸送文書は、MTOがその文書に記載されている貨物の引受け・輸送を行った明白な証拠となる（第11条）。

### (5) 複合一貫輸送業者（MTO）の責任

MTOの責任は、契約の対象となる貨物の引受けを行った時点から開始され、貨物の輸送完了をもって終了する（第12条）。また、MTOは、①MTOの責任期間中に生じた作為又は不作為、②貨物の紛失、破損又は輸送の遅延を引き起こす作為又は不作為について、責任を負う（第13条）。ただし、(a)MTOの被用者、代行者等が貨物の紛失、破損、貨物輸送の遅延等の発生を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じた場合、(b)不可抗力、荷送人、荷受人等が行った梱包の不備、貨物の潜在的な欠陥、ストライキ等の労働の抑制等に起因する貨物の損害が発生した場合、MTOは責任を免除される（第15条）。

MTOが貨物の紛失又は破損に対して責任を負う場合、その補償は、契約に基づいて輸送されるはずであった場所及び時間等が勘案され、貨物の補償額は、①その貨物の現価、②現価が存在しない場合は市場価格、③両者が存在しない場合はその貨物に関連する同じ品質を有する物品の一般価格によって決定される（第16条）。

### (6) 荷送人の義務及び責任

荷送人は、輸送される貨物の性質について、MTOに正確に通知しなければならない。また、貨物が危険物である場合、荷送人は、MTOが貨物を引き受けた国で適用される国際条約又は法律に基づいて、その貨物に危険物表示を行い、かつ、MTO、その被用者、代行者等に貨物の危険性及び必要に応じて講ずべき予防措置について通知しなければならない。係る義務を怠った場合、その貨物に関連して発生した損失については、荷送人が契約したMTOに対して補償責任を負う（第24条）。

<sup>5</sup> シンガポールの場合、陸上交通庁（Land Transport Authority）が所管国家機関となる。“Opening Speech by Senior Minister of Transport Chee Hong Tat at Second Reading of Multimodal Transport Bill,” Jan. 5, 2021. Ministry of Transport website <<https://www.mot.gov.sg/news-centre/news/Detail/opening-speech-by-senior-minister-of-state-for-transport-chee-hong-tat-at-second-reading-of-multimodal-transport-bill>>